

医事関係訴訟委員会における、鑑定人に対するアンケートの結果について  
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

\*平成13年7月の医事関係訴訟委員会設置後、平成15年12月末日までに提出された17件を対象とする。

<b>1 あなたが民事事件で鑑定人に選任されたのは、今回が初めてですか。</b>
ア はい ( 6 ) イ いいえ ( 11 ) (以下、具体的な鑑定経験について。) <input checked="" type="checkbox"/> 2度目 ( 7 ) <input type="checkbox"/> 3度目 ( 2 ) <input type="checkbox"/> 5度目 ( 2 )
<b>2 鑑定人に選任されるに当たり、裁判所から鑑定手続に関する説明資料の提供や口頭での説明がありましたか。</b>
ア はい ( 15 ) (以下、具体的な説明方法について。複数回答可) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑定手続に関する説明資料の提供 ( 15 ) <input type="checkbox"/> 口頭での説明 ( 6 ) イ いいえ ( 2 ) (以下、説明の必要性について。) <input checked="" type="checkbox"/> 理解していたので、説明は不要であった ( 2 ) <input type="checkbox"/> 説明が必要であった ( 0 )
<b>3 裁判所からの鑑定手続の説明について、御意見、御要望があれば、御記入ください。</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・説明は良好であった。</li><li>・鑑定書の書き方が説明された資料があり、役立った。</li><li>・説明資料として、鑑定手続についてのパンフレットができてわかりやすくなった。</li><li>・鑑定手続を説明したCD-ROMを交付され、また、電話でも丁寧に説明してもらったので、十分であった。このように自由に電話で話せるとよい。</li></ul>
<b>4 鑑定作業を行うに当たり、鑑定事項について、お気付きの点があれば御記入ください。</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・適切なものであった。</li><li>・鑑定事項が明確にされていたのでよかった。</li><li>・必要以上に質問点があった。</li><li>・鑑定事項そのものについて、鑑定人との予備的討議を経た上で、最終的に決定した方が、より争点の解決が明確になるのではないか。</li></ul>
<b>5 鑑定作業を行うに当たり、鑑定のための資料について、お気付きの点があれば御記入ください。</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・鑑定資料は充分提供いただいた。</li><li>・整理された鑑定資料であった。</li><li>・争点のサマリーがもっと充実しているとよかったです。</li><li>・医師のカルテ及び看護記録を読み込む作業には時間を要する。</li><li>・鑑定のための資料に、当事者の主張の対立点についての要約や対立の理由が付記されていた方がよい。</li><li>・尋問調書を鑑定のための資料とする場合には、公平を期するために、原告被告双方の調書が必要だと感じた。</li><li>・選任のための手続が済んでから、鑑定資料の送付を受けるまで時間がかかった。</li><li>・鑑定終了後の鑑定資料の返送について、返送用切手を先に送付してもらうなどの手続が不便であった。受取人私の手続で返送できるとよいと思う。</li></ul>

**6 鑑定書（補充鑑定書を含む）を実際に作成するに当たって、何かお気付きの点がありましたか。**

ア 鑑定書の作成要領をまとめたものがあれば助かる。 ( 7 )

イ 鑑定書の提出期限は鑑定人と相談の上で決めてもらいたい。 ( 2 )

（その他）

- ・鑑定書のひな形の交付を受けた。また、鑑定書の提出期限については相談を受けた。
- ・初めて鑑定を経験する者にとっては、鑑定書の作成要領をまとめたものが有用であろう。
- ・鑑定書の作成要領をもらい、提出期限も余裕を持って決めてもらったので、助かった。鑑定書作成は集中しないとできない作業である。提出期間全体を鑑定書作成に充てるわけではないが、決められた期間の中で、まとまった時間を確保することに苦労した。
- ・鑑定書の記載の程度や量について、どの程度詳しく書いていいのか、また、ある程度省略できるのかなど、どのような要求がなされているのかわからず、悩んだ。
- ・身体の器質的な問題がなく、精神的問題である事案だったが、身体の器質的な問題を想定した鑑定事項だったため、鑑定書の言い回しが難しかった。このような場合、鑑定書作成前に裁判所の関係者と話し合い、質問の内容を変更していただくことも一考である。
- ・補充鑑定は、あくまでも、最初の鑑定で不十分でありそれに付け加える必要のある場合に限るべきである。全く新たな鑑定に等しいものを補充鑑定とするのは、發問である。

**7 鑑定書の内容について、法廷等で裁判官や代理人弁護士等を交えて、あなたに対して質問をする手続（いわゆる鑑定人尋問）が行われましたか。**

ア はい ( 1 ) イ いいえ ( 18 )

**8 7に関し、何かお気付きの点がありましたら御記入ください。**

- ・鑑定書の内容と異なる主張をしていた当事者から、明らかに臨床上の些細な問題を取り上げるような尋問を受けた。裁判官が未然に調整できないものか。
- ・法廷での尋問ではなく、補充鑑定書の提出という形にしていただいた。ご配慮いただき、感謝している。このような形であれば、他の鑑定も引受け易い。
- ・鑑定人尋問が行われなかったので、時間を取られずにすんでよかった。ほっとした。

**9 今回、鑑定人を引き受けた事件について、鑑定を実施した裁判所から事件終了の通知がありましたか。**

ア はい ( 16 )

（以下、具体的な通知の方法について。複数回答可）

- 書面で通知があった。 ( 13 )
- 判決又は和解調書の写しが送付されてきた。 ( 3 )
- 口頭（電話など）で通知があった。 ( 6 )

イ いいえ ( 1 ) （※後日、アンケート回答後に書面で通知されたことが判明。）

**10 以上のほか、医事関係訴訟委員会に対する御意見、御要望や、鑑定に関してお気付きの点があれば、御記入ください。**

**[1] 今回の鑑定について**

- ・事件の終了について、書記官より丁寧な連絡をいただいた。
- ・鑑定書についての不明な点を、鑑定人尋問ではなく、補充鑑定書の形で聞いてもらう等の配慮をしてもらった。従前に比べて、非常に鑑定がやりやすくなったと感じた。
- ・自分と同じ地方の事件だったので、当事者を知らないにせよ、気詰まりな気持ちがあった。自分の居住地より遠隔地の事件の方が精神的に楽だと思う。
- ・今後も、中立的な立場の専門医の意見を、より早期の段階で大いに参考にしていただければ、裁判の早期解決につながると思う。
- ・訴訟が提起されてから、鑑定手続が行われるまでに、長期間が経過しているように思えた。もう数年早く鑑定手続が行われれば、より早期に事件が解決したのではないか。
- ・自分が鑑定を行う前に提出された私的鑑定書を見たが、やや偏向したものであるように感じた。鑑定がどれだけ中立的・客観的立場で書かれているかの評価も重要である。

## (2) 鑑定手続一般について

### ○鑑定資料について

- ・何らかの事情により、裁判所の判断で鑑定資料としなかったものがある場合は、その旨を鑑定人に知らせていただきたい。

### ○補充鑑定について

- ・鑑定事項に沿って十分に回答したにも関わらず、再び、前の鑑定と関係のない2度目の鑑定を要求されたことがある。全く新しいものを要求されるに等しく、理解に苦しんだ。

### ○鑑定人尋問について

- ・鑑定人に対して、質問の内容を明確にすることが大切である。
- ・鑑定人の適性を否定するかのような尋問が行われる場合があると聞く。鑑定人尋問は、書面のみか、鑑定内容のみにしないと、ますます鑑定を引き受ける者が少なくなる。
- ・鑑定人尋問のために裁判所へ出頭するのは時間的負担が大きい。文書による鑑定を原則とし、出頭を求める場合は、鑑定依頼前に予め了解を得ておくべきである。
- ・鑑定人尋問の要領が全くわからず、どの程度答えてよいか悩んだことがある。何度も裁判所に行く必要があると、時間的にも負担になる。

・鑑定書では、質問事項について鑑定人が意見を述べる形式なので、鑑定人が質問事項以外または案件全体について考えを述べることが難しい。質問事項や案件全体について、鑑定書提出後に、鑑定人尋問ではない形で、法廷外で鑑定人と話し合うことはプラスの面が多いと思う。鑑定人は一般に法廷に出頭するのは好まないと思うが、裁判官等と話すのは苦にならないだろう。

### ○鑑定終了後の通知について

- ・和解の通知の場合、和解の具体的な内容も教えてもらうと、今後の参考になる。

### ○鑑定に関する裁判所の事務について

- ・鑑定手続終了後、裁判の結果通知をいただくことはあるが、裁判の終了に至るまでのその他の手順について説明がない場合が多い。終了後の結果通知という事務的な対応にとどまらず、鑑定人尋問終了や補充鑑定書提出等の機会に、鑑定手続終了から裁判の終了までの手順や、結果を通知する予定であること等について、裁判所から鑑定人に説明してほしい。

・以前、争点や鑑定事項の送付を受けて、受諾し、鑑定書の提出期限を決めてから数週間後に、別の担当書記官から、鑑定人の変更をしたとの連絡を受けたことがある。

・鑑定書提出後、かなり時間が経過して鑑定の記憶が薄れた頃に、補充鑑定を求められて、非常に苦労した経験がある。一方、鑑定書提出後、速やかに手続が進んだ案件や、裁判所から大変丁寧な連絡を受けた案件も経験した。手続の進行や事務処理が、各裁判所によって異なるようであるので、一定の基準で事務処理をしてもらいたい。

### ○鑑定の方法、制度について

・鑑定人として不案内な事項については、他の専門家と相談しながら鑑定を行った。鑑定人協力者制度のようなものがあると、鑑定の質が向上する様に思われる。

・医療の現場では、診療困難な症例に関する判断は、通常複数科医師の合議（カンファレンス）により決定される。医療裁判の鑑定についても複数医師の合議制にすれば、負担は大幅に減ると思う。

・グループで鑑定をする方法も、今後検討するべきと思う。

・多くの医師・医療従事者は、精一杯仕事をしていると信じているので、紙面や文章からの情報で判断することの難しさを感じる。